泉北天然ガス発電株式会社	0.000377
ダイヤモンドパワー株式会社	0.000392
テス・エンジニアリング株式会社	0.000391
東京エコサービス株式会社	0.000065
日本テクノ株式会社	0.000475
日本ロジテック協同組合	0.000247
パナソニック株式会社	0.000601
プレミアムグリーンパワー株式会社	0.000016
丸紅株式会社	0.000315
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	0.000404

○国土交通省告示第千二百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一免原沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

静岡県静岡市葵区足久保口組字一免原

一三〇四番一

一三一三番から一三二二番まで

一三二五番

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二十六号及び平成二十三年国土交通省告示第三百五十八号で指定した土地の区域を除く。）

静岡県駿東郡小山町上野

字ヤツブリ　三二〇番二地先道路敷　一号

三一二番一　三号

三一〇番一　四号

字上合　八一九番　二号

八二四番一　五号

八二四番一地先河川敷　六号

八二〇番一　七号及び八号

九八七番二　九号

八一九番地先道路敷　十号

○国土交通省告示第千二百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

戸津呂川第一支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

愛知県新城市作手保永

字桑原　二六番及び二七番

二八番二、二八番六及び二八番七

字小金沢　一番六九

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛知県新城市作手保永

字桑原　二八番六　一号から四号まで及び八号

二八番三　五号から七号まで

二五番　九号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八ノ平洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県新城市出沢

字八ノ平　五六番一　一号及び十号

五七番一　二号

字牛馬屋　二七番一　三号

一〇三番　四号及び五号

一〇七番　六号及び七号

一六番　八号

一五番　九号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

赤坂台沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊川市赤坂台

一六一八番　一号、二号及び九号

九九番一　三号から八号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

猿ヶ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第三百八十八号で指定した猿ヶ谷川に掲げる土地の区域を除く。）

愛知県豊橋市東七根町

字中井領　一一五番一　一号

一一二番　二号

一三〇番　三号

一一〇番　四号

一〇六番　五号

一〇二番　六号

一〇〇番　七号

九七番　八号

八九番一　九号

一二一番　十号

四三番　十一号

一二三番　十二号及び十五号

三七番四　十三号

三二番　十四号

二五番一　十六号及び十七号

一二七番　十八号

○国土交通省告示第千二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年一月十四日国土交通省告示第四十一号流山都市計画下水道事業市野谷調整池

三　事業施行期間　自平成十五年一月十四日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○防衛省告示第二百四十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月六日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十一月十七日から同月二十日までの間（予備、同月二十一日から同月二十六日までの間）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒

東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒

東経一三一度四一分五二秒